

令和 6 年度

佐賀県事務マネジメント評価報告書

令和 7 年 9 月

佐賀県

令和6年度 佐賀県事務マネジメント評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 事務マネジメントの整備及び運用に関する事項

知事部局においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「佐賀県事務マネジメントに関する方針」（令和2年3月23日策定。以下「基本方針」という。）を策定し、財務に関する事務に係る事務マネジメント体制の整備及び運用を行っています。

なお、事務マネジメントは、事務マネジメントの各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、絶えず見直しを行いながら、適正な制度の運用に努めてまいります。

2 評価手続

令和6年度を評価対象期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、ガイドライン及び基本方針に基づき、財務に関する事務に係る事務マネジメントの評価を実施しました。

3 評価結果

評価を実施した結果、契約や支払に関する事務処理の遅延、県有備品の損傷などの運用上の不備を把握しましたが、ほとんどの所属では重大な不備が見受けられなかったため、知事部局における事務マネジメントはおおむね有効に運用されていると判断しました。一方で、一部の所属においては、不適切な事務処理及び未払いなどの運用上の重大な不備を把握しました。

今回、発現した不備については、重大な不備であるかどうかにかかわらず、その都度正措置を講じています。事務処理の遅延対策として組織での進捗管理を徹底すること、県有備品の損傷対策として善管注意義務を果たす意識を醸成することなどに取り組んでいます。また、重大な不備の再発防止策については、工事発注や施工管理における事務手続の適正な執行を徹底するとともに、適切な積算を徹底するため、発注機関における定期的な勉強会の開催や積算システムの改良のほか、組織内での情報共有やチェック体制を強化するため、工事に関する情報をオンライン上でやり取りする情報共有システムを活用するなどに取り組んでいます。

今後とも、透明で信頼される行政運営のため、より一層、事務の適正な執行の確保に努めるとともに、一つ一つ丁寧に対応して改善を図ってまいります。

4 不備の是正に関する事項

(1) 不適切な事務処理及び未払いについて (令和3～6年度事案 令和6年度覚知)

【農林水産部】

佐賀県高性能食肉センター整備工事のうち、事故畜棟用地造成工事において、レンタル事業者を支払うプレハブ使用料を含めて工事費を支出していましたが、工事期間後の約1年4か月分の使用料も本工事契約に含めていました。

また、工事費の中からプレハブ使用料を支払った期間後も、プレハブを継続使用していましたが、県とレンタル事業者との間で賃貸借契約を締結しておらず、使用料が未払いとなっていました。

これは、工事契約事務に関する職員の理解不足や組織としてのチェック機能が十分でなかったことに加え、業務の引継ぎが適切に行われていなかったことが原因です。

判明後、レンタル事業者と協議を行い、未払額については支払いを完了しました。是正措置としては、速やかな情報共有を組織として認識し、工事契約に係る事務手続の適切な執行の徹底及び所属としてのチェック体制を一層強化し適切な進捗管理を行うことで再発防止を図ることとしました。

(2) 工事費の過大支出について

(令和3年度事案 令和6年度覚知)

【県土整備部】

県が発注した道路改良工事において、一部の材料に計上する必要がない経費（現場管理費等の諸経費）を計上し、請負業者に対して過大に工事費を支出し、また、これに係る国の交付金を過大に受け入れていたことを内部の事務処理の中で覚知しました。

これは、工事着工後、施工条件の変更が要因となり、設計変更において一部の材料について施工をとりやめ購入のみとなりましたが、その際に当該材料に係る諸経費の算定を誤ったものであり、積算に対する理解が十分でなかったこと及び所属のチェック機能が十分でなかったことが原因です。

判明後、過大に支出した工事費については、請負業者と協議し返還いただきました。また、過大に受け入れていた交付金についても国に返還を行いました。是正措置としては、工事費算出に係る適正な積算を徹底するとともに、チェック体制を強化することで再発防止を図ることとしました。

(3) 不適正な請負工事費の算定について

(令和5年度事案 令和6年度覚知)

【県土整備部】

県が発注した道路改良工事において、適正な工事費が支払われていなかったことを、工事竣工後、請負事業者からの相談により覚知しました。

これは、予算見込みを誤ったまま工事を継続させた結果、当該工事契約において予算不足が生じていたため、実績よりも少ない金額で変更契約を締結し、工事を完了させていたことが原因です。また、当該工事契約で問題が発生していたことについて、請負業者から相談があるまで、管理監督者である上司も事態を把握できていませんでした。

判明後、相手方に与えた損害については、賠償を完了しました。是正措置としては、職員に対し、改めて予算の適正な執行について周知するとともに、所属内の情報共有とチェック体制を強化することで再発防止を図ることとしました。

令和7年9月10日 佐賀県知事 山口 祥義